

社会福祉法人さんわ福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成 29 年規程第 1 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さんわ福社会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報 酬)

第 3 条 役員等（法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等を除く）には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長には、別表に定めた額を報酬として支給する。
- (2) 理事長以外の役員等には、その職務のため会議等に出席したときは、別表で定めた額を報酬として支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等（法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等を除く）が、その職務のため出張したときは、別に定める法人定款施行規則に基づき、費用弁償を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支払い時期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、法人職員給与規則に準じた日とする。
 - (2) 理事長以外の役員等の報酬については、会議等開催の都度報酬を支給する。
 - (3) 役員等の費用弁償については、出張の都度費用弁償を支給する。
- 2 報酬等は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別 表

区 分	報 酬 の 額	支 払 方 法
理 事 長	月額 20,000円	本規程第5条第1項第1号により支給
理 事	① 1回の会議等が1時間未満の場合 3,000円	理事長が召集した会議1回につき本規程第5条第1項第2号により支給
監 事	② 1回の会議等が1時間を超える場合 5,000円	
評 議 員		